

第1章

計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・人口減少により、多くの地域では単身世帯の増加、社会的孤立等が発生するとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力低下やその持続可能性が危惧されています。

これらの社会構造の変化等を背景として、地域や家庭、職場といった生活の様々な場において、「支え合い」の基盤が弱まってきており、暮らしにおける「人と人とのつながり」が希薄化するなかで、周囲から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増加しています。

また、こどもの貧困、児童・高齢者・障がい者への虐待、ヤングケアラーの問題など福祉課題は一層複雑化・多様化しています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともににつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

本市では、平成16年度(2004年度)に「熊本市地域福祉計画」を、平成21年度(2009年度)に「第2次熊本市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。また、平成26年度(2014年度)に策定した「第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」と互いに補完・補強し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行い、本市と熊本市社会福祉協議会のそれぞれの役割を明確化し、より一層の連携強化を図るとともに、これまでの計画の基本理念を継承しながら、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携・協働による地域福祉を推進してきました。

さらに、令和元年度(2019年度)には「第4次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画」(以下、「第4次計画」という。)を策定し、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」を基本理念として掲げ、「地域力強化のための人材の確保・育成」、「支え合いの地域づくり」、「多様な主体の連携・協働の推進」の3つの基本方針のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、令和2年(2020年)から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、日々の暮らしは大きく変わり、生活困窮の問題が顕在化するとともに、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となるなど大きな影響を受けました。対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人とが気にかける関係性や社会とのつながりの大切さが再認識され、各地域において、地域福祉活動を継続させるための工夫が行われました。

また、近年の大雨や地震等の災害時の状況を踏まえ、令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となるなど、非常時に備えた防災分野と福祉分野の連携がますます重要となっています。本市が経験した平成28年熊本地震では、災害発生時や復旧における行政による支援である「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体的に行動し、地域の中でつながりながら、互いに支え助け合う「共助」の必要性や重要性が再認識されました。

本市においては、これまでも「地域福祉計画」の基本理念の一つとして「住民相互の支え合い」を推進してきましたが、「地域共生社会」の実現に向けては、引き続き、熊本地震の経験を活かし、課題を「我が事」として捉える意識の醸成を図り、協働による「支え合い活動」を活性化させるとともに、地域住民等の主体的な課題解決とウェルビーイングの

向上に向けた仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

今回策定する「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「第5次計画」という。)では、このような非常事態やその他の人生のさまざまな困難に直面した時にも、住み慣れた地域で、だれもが生きがいをもち、お互いに支え合える社会の実現を目指します。

地域福祉とは

地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めることです。

(出典:第4期熊本県地域福祉支援計画)

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいが、地域とともに創っていく社会。



(出典:厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト)

2 計画期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度)の7年間とします。総合計画の中間見直しとともに、社会状況の変化や関係法令の改正など必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

【総合計画及び関連計画の計画期間】

年度 分野	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)
総合計画	熊本市第8次総合計画								
地域福祉	第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画								
健康	第3次健康くまもと21基本計画(R6年度(2024年度)～R17年度(2035年度))								
こども	(仮称)熊本市こども計画(R7年度(2025年度)～R13年度(2031年度))								
高齢	第9期くまもとはつらつプラン			(仮)第10期くまもとはつらつプラン			(仮)第11期くまもとはつらつプラン		
障がい	熊本市障がい者生活プラン				(仮)次期熊本市障がい者生活プラン				

3 計画の位置づけ

(1)策定の根拠

社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」とは、相互に連携して地域福祉を展開するものであることから、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これら2つの計画を一体的に策定するものです。それぞれの計画は、共通の理念・目的のもと、補完・補強し合いながら、本市の地域福祉を推進していく関係にあります。

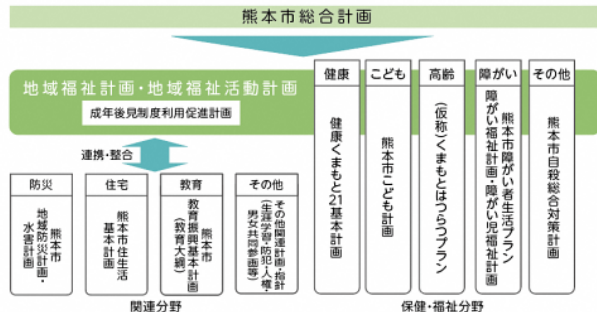
また、「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するための施策方針である『だれもが生きがいをもち、お互いに支え合える社会の実現』を目指す姿として、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくる取組を進めます。

(2)他計画との関係

本市の計画体系及び社会福祉法の改正等を踏まえ、第5次計画については以下のとおり位置づけることとします。

①地域福祉を推進するうえでの基本的な方向性を示す計画

熊本市第8次総合計画の理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、それぞれの福祉分野毎ではなく、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。



②地域福祉活動計画との関係

第4次計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、共通の「基本理念」「基本方針」のもと、取組を推進してきました。第5次計画においても、引き続き両計画を一体的に策定し、本市と熊本市社会福祉協議会が、それぞれの役割分担のもと協働して取組を推進していきます。

③SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12年(2030年)までの国際目標です。このSDGsの理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画においてもSDGsの理念や目標等を踏まえ、取組を推進します。

本計画においては、主にゴール1・3・11・17に関連します。



(3)熊本市社会福祉協議会について

熊本市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という。)は、熊本市に暮らす高齢者や障がい者、子どもたちをはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い連携して共に支え合いながら、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができる福

祉のまち(地域福祉)を実現するために、社会福祉法に基づき地域住民及び公私の福祉機関、団体などにより構成された、「公共性」「自主性」をもった民間福祉団体です。

市社会福祉協議会は昭和30年(1955年)3月に設置され、70年にわたって地域に密着し、地域福祉活動の充実を図っており、行政をはじめ、様々な関係機関と連携・協働を図り、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」の実現を目指して、市民の福祉意識の啓発やボランティアセンターを開設し、ボランティアの養成・支援などの推進を図るとともに、地域における市民相互の助け合い活動(ふれあいサロン、ふれあいランチなど)を推進しています。

また、単身高齢世帯や認知症高齢者等の増加に伴い、日常生活自立支援事業や成年後見制度をはじめとした権利擁護の取り組みを推進し、判断能力が不十分な人びとの尊厳あるその人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護の支援や、生活困窮者に対し、寄り添った相談支援(生活福祉資金貸付事業や住宅確保要配慮者支援事業、ひとり親貸付事業等の生活再建施策)を行っています。

